# 令和6年度 部活動ガイドライン

担当 部活動担当

## 1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童・生徒が、学級や学年の枠を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものである。

#### 2 部活動の種類

## 運動部

- ・野球部 ・陸上部 ・駅伝部 ・サッカー部 ・男子ソフトテニス部 ・女子ソフトテニス部
- ・男子バスケットボール部 ・女子バスケットボール部 ・男子バドミントン部
- ・女子バドミントン部 ・バレーボール部 ・ソフトボール部 ・剣道部 ・柔道部 ・水泳部 文化部
- ・吹奏楽部・英語部・理科部・美術部・総合文化部・栽培部
- 3 休養日及び活動時間等 練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。
  - ①大会、練習試合等を除く、練習時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。 遠征等については【引率計画】に則り、体調や安全に配慮するよう努める。 遠征の【引率計画】は各顧問が事前に管理職へ起案を済ませる。
  - ②1週間のうち、平日に1日は休養日を設ける。…<u>原則として水曜日は活動を行わない。</u> ※行事等の都合で水曜日が活動可となる場合は顧問間で連絡を取り、活動場所や活動の有無につい て相談して決める。
  - ③大会・コンクール前や大会・コンクール当日を除き、原則土曜日、日曜日いずれかに1日休養日を 設ける。
  - ④朝練習については、放課後の活動も含め、2時間を超えない範囲で活動可とする。 朝練習時間は7時10分からとし、8時15分着席に間に合うように活動を終了する。また、朝の 昇降口の開錠時間は、活動時間の10分前から可。該当部活の顧問が責任を持って行う。
  - ⑤大会・コンクール参加に向けて休日に連続して活動が必要となる場合には、**最大で4週間前から**とする。また、放課後練習の延長を希望する場合は必ず管理職の許可を得る。
  - ⑥大会・コンクール等の関係で土曜日や日曜日、祝日等の休日に連続して部活動を実施する場合は、 直後の週の平日に休息日を1日設けることとする(予定表に○○日分休養日と明記)。ただし、大 会・コンクール等に勝ち残り、さらに長い活動が必要な場合には、校長の承認により大会終了後の 週に休養日を設ける。また、大会が短い期間で連続する場合は、すべての大会終了後に、まとまっ た休養日を設ける。
  - ⑦長期休業中の練習については原則3時間程度の活動とする。 完全下校については夏季17:30 (酷暑を避けるため)、冬季16:00とする。
  - ※日直の勤務が16:00までのため、そのあとまで部活を行う場合は顧問が責任をもって施錠する。

- ⑧部活動停止日について、始業式や終業式の日の朝練習、実力テストの日の朝練習、定期テスト前は 5日前から朝と放課後の活動を行わない【スタディウィーク】。ただし、大会日程等に伴い、実施せ ざるを得ない場合については、管理職・保護者の了承を得た上で実施してもよい(承諾書をとる)。
- ⑨休日の学校外での活動における事故・怪我については、管理職を通じて保護者へ連絡し、対応する。

#### 4 その他

- ①家庭及び地域等との連携
- ・各部活動における指導方針や年間(月間)指導計画等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得る。

## ②部活動顧問会議 部長会について

- ・毎年度初め、各学期に部活動顧問会を行い、共通理解事項の確認を行う。検討すべき事柄が発生した場合は緊急で顧問会を行い、協議する。
- ・部長会についても同様に年度初め、各学期に行う。また必要に応じて不定期で行い、全生徒が気持ちよく部活動を行うためにルールやマナーの徹底・改善を図ると共に切磋琢磨して活動できるようにする。現在は、完全下校の徹底のため放課後の部活動終了後に追い出しを行っている。

#### ③外部指導員について

- ・学校長の責任の下、学校や各部の部活動方針に基づいた指導ができるよう、年度当初に「部活動外 部指導者連絡協議会」等を設定し、あらかじめ外部指導員への説明を行った上で協力を依頼するこ とができる。
- ・事故やケガが外部指導員本人や生徒に起こった時の責任の所在の明確化や外部指導員への保険加入 について検討する。